

## 篠山市電子入札運用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、篠山市財務規則(平成11年篠山市規則第40号)その他別に定めるもののほか、篠山市(以下「市」という。)が兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して実施する入札(本市の使用に係る電子計算機と入札参加資格者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。以下「電子入札」という。)の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電磁的記録 電子的、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (2) 電子署名 電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示し、当該情報について改ざんが行われていないかどうかを確認することができるものをいう。
- (3) 送信 電子入札システムを利用して電磁的記録を送達することをいう。
- (4) 紙入札 入札金額等を記載した用紙類を、指定された期日、場所等において入札箱に投函することにより執行される入札をいう。
- (5) 電子入札書 入札金額、入札者名、工事件名等を、電子入札システムを利用して送達される電子署名の施された入札に関する情報をいう。

### (参加資格)

第3条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 市の入札参加資格を有していること。
- (2) 市が発行するユーザーID及びパスワードを取得していること。
- (3) 電子入札システムに利用者登録が完了していること。
- (4) 電子入札システムへ利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

### (電子入札に使用するICカード)

第4条 市が電子入札に使用するICカードは、地方公共団体における組織認証基盤(LGPKI)が発行するものとする。

- 2 入札参加者が電子入札に使用するICカードは、次に掲げるものでなければならない。
  - (1) 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するもの
  - (2) 市の入札参加資格者名簿に登載された者の代表者又は受任者(以下「代表者等」という。)の名義で取得したもので、そのICカード情報を市の電子入札システムに登録したもの
  - (3) 入札参加者が経常建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が単体で電子入札に使用するものとは別のものであって、代表構成員の代表者等の名義で取得したもので、そのICカード情報を市の電子入札システムに登録したもの
  - (4) 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の代表者等の名義で取得したもので、そのICカード情報を市の電子入札システムに登録したもの
- 3 前項各号の要件を満たさない場合の入札は、無効とする。

- 4 電子入札システムへ利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札への参加)

第5条 電子入札に参加するときは、原則、電子参加をしなければならない。ただし、次に掲げる場合には、入札書提出締切日時までに「紙入札参加承認願」により本市の承認を得たうえで当該入札について書面参加をすることができるものとする。

- (1) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録が未済でありながら指名を受け、ICカードを取得していないために、電子入札システムの利用者登録を直ちに行えないとき。
  - (2) 商号若しくは名称又は代表者の変更等により、ICカードに格納されている情報が事実を一致しなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後、遅滞なくICカードの再取得の手続きを行っている場合に限る。
  - (3) 天災、広域的停電、プロバイダ又は電気通信事業者に起因する事故等により使用に係る電子計算機に障害が生じたとき。
  - (4) その他やむを得ない理由により電子参加ができなくなったとき。
- 2 紙入札参加を承認した場合、契約担当課は、入札書受付締切予定日時までに紙入札業者登録を行わなければならない。
  - 3 当初から紙入札参加をし、又は途中から紙入札参加をした者については当該電子入札において電子参加に変更または復帰することを認めない。

(電子入札システムの障害等)

第6条 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムに生じた障害、天災等のために電子入札システムを使用できない場合、契約担当課長は入札等の延期又は書面による入札へ変更する等適切な処置をとるものとする。この場合においては、電話、ファクシミリその他の電子入札システムを使用しない方法により入札参加者へ必要な事項を連絡するものとする。

(コンピューターウイルス対策)

第7条 電子入札参加者は、コンピューターウイルスに感染しないようにコンピューターウイルス対策用のソフトを導入する等の対策を講じるものとする。この場合においてウイルス対策ソフトについては種類を問わないが、常に最新の対策を講じることができるものを利用し、申請書、入札書等を作成又は送信をするときは、必ずウイルス感染チェックを行うものとする。

なお、提出された申請書、入札書等がウイルスに感染していることが判明した場合は、契約担当課長は直ちに処理作業を中止し、当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする。

(案件等の登録)

第8条 電子入札案件の選定及びその内容の決定をしたときは、当該案件について、入札等の方式、建設工事等の概要及び詳細、処理日時、その他必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 処理日時については、次に掲げるものの他、書面入札の場合におけるそれに準じて設定するものとする。
  - (1) 入札書の受付期間は、原則として、連続する2日間とする。
  - (2) 入札書受付開始予定日時は、定めた入札日の午前9時とする。
  - (3) 入札書受付締切予定日時は、前号の日の翌開庁日の適宜の時刻とする。
  - (4) 開札予定日時は、前号の日の翌開庁日の適宜の時刻とする。
  - (5) 工事費積算内訳書開封予定日時は、入札書受付締切予定日時の後から開札予定日時以

前の間の適宜の日時とする。ただし、必要があるときは予定日時が到来する前にその内容を確認することはできるものとする。この場合、内容を確認した職員は、これを部外者又は当該入札等に関係のない職員に漏洩してはならない。

(登録案件の変更等)

第9条 入札執行上の都合により、前条により登録した案件の内容等を変更するときは、速やかに登録を修正するものとする。また、その場合は、入札参加者に対して電子入札システム若しくは電話、ファクシミリ等により通知するものとする。ただし、電子入札システム上、登録内容等を変更できない場合は、契約担当課長は、当該建設工事等の入札等を書面によって行うよう変更し、登録を取り消す等適切な処置を講じるものとする。

(注意事項)

第10条 次に定める事項を、電子入札に際しての注意事項とする。

- (1) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。
- (2) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕を持って送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- (3) 開札手続を進めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続きが完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続きの進行状況を確認すること。
- (4) 入札に使用することを予定している入札参加者資格者名簿に登録された代表者もしくは受任者が取得したICカード等が失効、破損した場合を想定し、できれば予備の同一名義人のICカードを準備しておくこと。

(公告及び競争参加資格確認申請書等の送信)

第11条 制限付一般競争入札である電子入札対象案件の公告には、篠山市制限付一般競争入札実施要領に定める事項の他に、電子入札対象案件である旨その他の必要な事項を記載するものとする。

- 2 制限付一般競争入札である電子入札対象案件に参加しようとする者は、必要事項を入力した競争参加資格確認申請書(入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式(以下「事後審査方式」という。))の場合は入札参加申込書)を電子システムを利用して送信するものとする。
- 3 前項の者は、競争参加資格確認申請書の添付書類(次項各号に掲げるものを除く。)を次の表に掲げるアプリケーションソフト及び保存形式による電子ファイルとして作成し、電子入札システムの機能を利用して、競争参加資格確認申請書の添付ファイルとして提出するものとする。ただし、ファイルの容量が1MBを超える場合は、書面を持参により提出するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2003 形式以下
2	Microsoft Excel	Excel2003 形式以下
3	PDF ファイル	Acrobat7以下

- 4 競争参加資格確認申請書の添付書類に掲げるものは、書面で郵送又は持参(以下「郵送等」という。)により提出するものとする。

- (1) 建設業の許可書の写し
- (2) 経営規模等評価結果通知書の写し
- (3) 同種又は類似の工事施工実績の添付書類

- (4) 配置予定技術者の資格及び工事経験調書の添付書類
  - (5) 特定建設工事共同企業体協定書
  - (6) 特定建設工事共同企業体の各構成員からの代表構成員に対する委任状及び使用印鑑届
  - (7) 前各号以外のもので、契約担当課長が郵送等によることが必要であると認めたもの
- 5 競争参加資格確認申請書の添付書類のうち、前項に掲げるものがある場合には、入札参加者はすべての競争参加資格確認申請書の添付書類を一括して郵送又は持参により提出するものとする。
- 6 制限付一般競争入札において、郵送等により競争参加資格確認申請書の添付書類を受領したときは、速やかにその内容を確認し、補正等の必要のない者に対して競争参加資格確認申請書受付票の発行をするものとする。

(受付票等の発行)

第12条 制限付一般競争入札において競争参加資格確認申請書及び必要な添付書類のすべてを送信した入札参加者に対して、競争参加資格確認申請書受付票を電子入札システムにより発行するものとする。

(指名通知書について)

第13条 指名競争入札である電子入札対象案件の指名通知書は、当該案件が電子入札対象案件であることを明示した上で、電子入札システムを利用して指名業者に送付するものとする。

(工事費積算内訳書の作成及び提出について)

第14条 入札参加者が作成及び提出する工事費積算内訳書については、第11条第3項の規定を準用する。

(入札書の提出について)

第15条 入札参加者は、必要な事項を入力した入札書を電子入札システムを利用して契約担当課に提出するものとする。随意契約に係る見積書についても同様とする。

2 入札金額、電子くじ番号等必要な事項の入力がない場合又は工事費積算内訳書の提出が求められる案件で、工事費積算内訳書の添付がない入札若しくは工事費積算内訳書の積算金額を上回る価格での入札その他工事費積算内訳書に著しい不備がある入札は無効とする。

(入札辞退等について)

第16条 入札参加者は、入札書受付締切予定日時前で、かつ入札書を送信するまでの間に限り電子入札システムを利用し、辞退届を送信して辞退することができる。

(入札書等の提出がない場合)

第17条 締切予定日時までに電子入札システムを利用して入札書等を送信しなかった入札参加者は、当該入札等を辞退したものとみなす。

(入札書提出後の取扱い)

第18条 入札参加者は、入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。ただし、入札書を送信した後に、当該入札等に参加するために必要な条件を満たさなくなり、その他当該建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合は、当該入札等に参加する資格のない者がした入札として無効の扱いとする。この場合においては、当該入札書を提出した者は、開札予定日時までにその旨を契約担当課に届け出なければならない。

(書面参加における書類提出等)

第19条 電子入札対象案件においては、書面による入札者が行うべき行為及びこれに対して契約担当課が行うべき行為は次に定めるものを除き、書面による入札の場合と同様とする。

(1) 入札書は、入札書が在中している旨並びに提出者の商号又は名称及び当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日を記載した封筒に封入して、郵送(契約担当課長が特に認めた場合に限る。)又は持参により契約担当課へ提出するものとする。随意契約による見積についても同様とする。

(2) 工事費積算内訳書は、工事費積算内訳書が在中している旨並びに提出者の商号又は名称及び当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日を記載した封筒に封入して、郵送(契約担当課長が特に認めた場合に限る。)又は持参により契約担当課へ提出するものとする。

2 前項第1号の入札書の提出があったときは、契約担当課はこれを開封することなく施錠ができる場所に入れて、開札予定日時までにこれを厳重に保管しておかなければならない。

(開札処理への立会い)

第20条 電子入札対象案件の開札処理は、当該入札事務に直接関係のない職員(入札執行者及び入札補助者以外)で契約担当課長が任命した職員の立会いのもと行うものとする。

(開札処理)

第21条 開札は、書面による入札参加者の入札書を開封して、その入札金額を電子入札システムに登録したうえで、電子参加者の入札書を電子入札システムを使い一括開札をするものとし、立会者の確認後、落札者を決定するものとする。ただし、当該入札等に参加する資格がない者の入札書は、これを開封せずに破棄するものとする。

(落札者の決定)

第22条 落札者を決定することができる場合、入札執行者は、落札を確認したうえで、執行担当署名を付加するものとする。

2 入札執行者が執行担当署名を付加した後、補助者は、落札決定通知書を電子入札システムを利用して入札参加者に送信するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第23条 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合には、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 くじ番号は、電子参加者については、入札書を提出した時点で、書面参加者については、その入札金額を電子入札システムに登録した時点で決めるものとし、その番号は、電子入札システムを利用して決定するものとする。

3 くじ引きを実施して落札者が決定した場合には、前条の規定による。

(開札の延期)

第24条 開札を延期する場合は、電子入札システムその他の手段により入札書を提出している者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を開札延期通知書により通知するものとする。

(開札の中止)

第25条 開札を中止する場合は、電子入札システムその他の手段により入札書を提出している者全員に開札の中止を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに結果登録する

ものとする。

(再度の入札)

第26条 第1回目の入札の結果、落札者がいないときは、電子入札システムその他の手段により、入札参加者全員に再度の入札を執行するものとして日時等必要な事項を通知するものとする。

(入札の打ち切り)

第27条 入札の執行回数は、原則2回までとし、第2回目の入札で落札者がいない場合は入札を打ち切るものとする。

- 2 前項の場合のほか、第1回目の入札において入札参加者が2人未満となった場合にも入札を打ち切るものとする。
- 3 入札執行者は、第29条の規定による不落随契の手続きに移行しない場合には、入札の打ち切りを確認したうえで執行担当署名を付加する。
- 4 入札執行者が執行担当署名を付加した後、補助者は、取止め通知書を入札参加者に送信するものとする。

(落札決定の保留)

第28条 制限付一般競争入札において事後審査方式としたときは、落札決定を保留するものとする。この場合において、落札決定の保留となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子くじにより落札となるべき候補者を決定するものとする。

- 2 契約担当者は、落札決定の保留を確認した上で、執行担当署名を付加するものとする。
- 3 契約担当者は、保留通知書を執行担当署名を付加して入札者に送信するものとする。
- 4 第22条の規定は、制限付一般競争入札を事後審査型で執行した場合において、入札参加資格の確認し、落札者が決定したときについて準用する。

(不落随契)

第29条 不落随契(再度の入札を実施し、落札者がいないことを理由とする随意契約という。)を締結するために見積り合わせを実施する場合には、見積通知書を見積依頼する者に送付するものとする。

- 2 見積通知書は、連合その他不正行為によってされたと認められる入札を行った者及び最低制限価格を下回った者を除き、原則、再度の入札に参加したすべての方に対して電子入札システムを利用して送信するものとする。
- 3 見積書を送付した者は、見積書を送付した証拠として、見積書受信確認通知を保管しなければならない。
- 4 入札執行者は見積書受付締切日時を経過したときは、見積を依頼した者に対して見積締切通知書を送信するものとする。
- 5 見積書受付締切日時を経過した後は、見積書の提出又は送信を受け付けない。
- 6 見積り合わせの手続は、入札における開札の手続に準じて行うものとする。

(ICカード不正使用等の取扱い)

第30条 電子入札に参加し、開札までにICカードの不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加を認めないものとする。

- 2 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば契約締結を行わないものとする。
- 3 契約締結後に不正使用等が判明した場合には、工事の進捗状況等を考慮し契約を解除するか否かを判断するものとする。

(補則)

第31条 この基準に定めるもののほか、市が実施する電子入札及びこれに関する一連の手續に  
関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。